

室町幕府評定衆撰津之親の日記「長祿四年記」の研究

設 楽 薫

はじめに

「長祿四年記」(内閣文庫架蔵写本)は、一四四〇年代から八〇年にかけて室町幕府に仕えて活躍した評定衆撰津之親の日記である。本書は『史料綜覧』巻八(東京大学史料編纂所編、一九三三年)に利用せられ、その典拠史料の一つとして見えており、また、『古事類苑』の官位部四五(神宮司庁他編、一九〇二年)に、わずか一ヶ条ではあるが引載されていて、その意味では早くから存在が知られている史料と言ってよい。しかしながら、江戸幕府の編纂になる『後鑑』や塙氏の『群書類従』等に収められなかったことも手伝ってか、これまでの室町幕府政治史研究では、ほとんど注目されずに来ている。筆者は前に、本書に見える「御前沙汰」関係の記事について検討を試みたことがあるが、他に本書を充分活用した研究はこれまで出ていないし、全文の紹介や本書そのものについての研究もなされてはいない。そこで小稿では、あらためて「長祿四年記」の全文を紹介し、併せて本書の特徴・伝来・記主・内容等について考察を加えたいと思う。

一 本文の紹介

まずは、本文を紹介する。翻字にあたっての凡例は、次のごとくであ

る。①読点・並列点を施した。②本文と区別すべき部分には「」を付し、朱書には(朱書)と注記した。③判読不能の文字は□で示した。④人名・地名・文字等に関して傍注を加えたが、人名・地名については()を、文字については「」を用いた。⑤人名についての傍注は、その月の記事のうち初出の箇所にも一度だけ加えることを原則とした。

長祿四年記 撰津修理大夫之親

七月朔日

- 一 公家・大名・外様出仕、御対面如常、御一献有之、
(日野季季、足利義政生母)
- 一 御成、高倉御所、
為午未刻由雖有之、刻限依相違、御不審也、
- 一 日蝕未刻也、如月夜星出現、
四日
- 一 翌日出仕如常御対面也、
(遠山加藤元景カ)
- 一 河内次郎 民部大輔、遠山弥六、左衛門尉、兩人御免、
- 一 今川又三郎方官途事、去年大蔵大輔被望申、御免、雖然実名 義貞、
(持賢、法名道賢)
- 一 就御不審、御字ヲ被申、号政範、仍宮内大輔ニ申替度之由有之、細川
(足利義孝)
- 一 右馬頭殿承之間、今日同伺申、御心得由被仰出者也、
- 一 普広院殿様御代、御西向大路窓門之内也、雜馬雜車以下通路事、御禁制也、雖致御掃除、則ムサクナル也、亦惣別モ御覽苦歎、然者、如

光林坊御罪科、被闕所也、

廿一日

御成、慶雲院、諸大名參候也、(相國寺)慶雲院殿様御年忌也、(足利義勝)

一 就召出仕、北小路室町ト町之間北類同南類、為〔本〕所茶屋有之歟之由、

千秋(勝季)刑(刑部少輔)・結城(政藤)勘(勘解由左衛門尉)、以兩人被尋下、四郎兵衛ニ相尋之處、南北共

以無之由申之、仍其通申上者也、但普広院殿様御代以後者有之、然

間、先立依被仰付、為当方相立者也、同申上畢、千秋依申沙汰雖被

廿二日

一 今日右筆方何事無之、今日より御神事也、瑞西堂以下僧衆可有斟酌
由、被仰出歟、

廿四日

御成無、普広院(相國寺) 毎月、御成事也、

一 殿上之背御庭、地形之普請出来、奉公方、則白砂蒔者也、

一 伊庭出羽守子(六郎貞隆方)、為 公方様被召出、知行以下御判被下也、布施(貞基)下野

守被仰付歟、但今日出仕之儀無之、

一 金匱宮新役事、去廿一日彼雜掌庭中申と云々、内々齋藤四右以使者(龜基)申之、

廿六日

一 金匱宮新役事、就庭中、伊勢守方より代官可出由有之、則大河、河

内守遣、委細以支状可申子細之由有之、申次野寄主計丞也、(野依親家方)伊勢貞親(元重)善阿弥(元重)

一 觀世大夫座物弥五郎・弥六兩人、被仰侍處、被召取、則籠者云々、

子細、依計會御怪事申也、但於無御許容者、カケヲチスヘキノ由申

之云々、依緩怠如此御成敗也、其外之人数、六人之内兩人御免、残

四人被追失者也、

廿七日

一 於備州馬場犬追物有之、為諏訪御神事、毎年嘉例也、朝犬百疋、晚

廿八日

一 御小袖御拜見、当御代始而御拜見也、御代ニ一度御拜見之御嘉例云

々、一色左京大夫殿申沙汰也、仍御太刀金、參、大名・外様・公家

・門跡少々、御供衆・右筆方御前衆、当番衆、御造作奉行各一腰進

上也、前七日御神事也、左京大夫殿・同兵部少輔殿兩人直垂裏、(義直)

一 就今日之儀、一色殿へ參、衆中同道対面也、(評定衆方)

一 佐々木四郎、就御太刀參、出仕之處、伊勢守以同名備中守被仰出旨

有之、可退出之由申之、自殿中直ニ遂電也、(今日申次也)

廿九日

一 御和泉殿・同三間御厩之立柱上棟也、仍公家・大名・外様、右筆方

・御供衆当番衆、大略朔日衆御太刀進上、各金也、亦御馬代進上二

百疋・百疋宛也、之親同御馬代進上也、兩殿之儀ニ各御太刀二・御

馬代同二色進上也、(貞徳)

一 佐々木龜寿丸(貞徳)長綱、出仕、御太刀參、以後御対面也、式々御引出物以

下進上、同代山内出仕、懸御日者也、供一人、直垂也、(政綱)宮内大輔

一 八月朔日 御賀進、各如每年也、

一 公家・大名・外様出仕、御対面如常、但上様御礼無之、小侍所依御

賀之儀指合候間、面々可有祇候在所無之間、御礼斟酌歟、内々此分

一 御成、高倉御所、如毎月也、
(日野重子)

一 六角龜寿丸代山内、今度被召出以後、朔日始也、御太刀折紙進上
也、
(高頼) (政綱)

一 三日
(勝久)

一 細川兵部大輔方、代始出仕也、

一 四日

一 御所様より御返御太刀一腰金、被下、則為御礼出仕申、御局へ申
入、退出、
(足利義政)

一 五日

一 於山名殿馬場、犬追物有之、管領・一色殿・土岐会合犬也、依雨下
(持豊) 左衛門督入道 法名宗全

一 八十疋有之、検見備州、雨晴テ以後、内者計百疋有之云々、
(小笠原持清)

一 七日

一 御成、等持寺入院也、還御、直ニ高倉御所へ御成也、

一 地震、戌刻、

一 九日

一 御成、相国寺方丈、

一 御事有之、

一 十二日

一 御成、一色左京大夫殿、
(雅親)

一 飛鳥井殿来臨、太刀・千疋、息女被申参候ニ付也、
(藤大納言)

一 十五日

一 卯剋、地震、

一 一色七郎方拝領屋地渡之、昨日雖被仰出、依例日今日下知也、
(政綱)

一 十八日

一 ちやちやちの局、始而かつら白裳被着也、
(張津氏ノ女)

一 十九日

一 ちやちやちの局ニ料所(加賀国加賀郡 倉月庄内)計与者也、以文申遣也、
御成、高倉御所様、猿桑有之、同上様御成也、

一 廿二日
(上池院風拈)

一 御成、民部卿法眼、始而御成申、宿所依半作、伊勢守宿所ヲ借申入
者也、
(貞親)

一 於当方内談有之、新田羽川越中守申史々堂領賀州豊田村代官職事
也、意見状之案文有之、披露飯尾美濃入道、以次朝飯以下一献有
之、
(撰津之親信所)

一 廿三日

一 飛井殿息女始而被参、善法寺息女局ニ被移者也、
(鳥脱) 御あとし謹

一 御五井ノ御局御切肝、則今夜殿中退出、高倉御所へ被参歟、
(一色右馬頭女カ) (折檻)

一 右衛門佐殿ニ夕食有之、屋形北也、於馬場笠懸有之、始而備州見物
云々、射手、右衛門佐殿・遊佐三郎・誉田孫太郎・甲斐庄小太郎・
須屋新左衛門尉・同孫次郎以上七騎也、
(畠山義就)

一 終夜一献有之、奥之座敷参候間、太刀・馬進也、備州・長井・之親
而三人計也、
(撰世)

一 廿四日

一 置塩尾張守益頭庄下向、昨日門出也、依岡田郷松長男連々緩急、庄内
為追出也、
(被問国益頭部)

一 廿五日

一 毎月御会、十七日御延引、仍今日御歌御会也、

一 廿七日

一 三問御既御馬始被立、申剋、公家朔日衆・大名・外様・御供衆・走
衆・右筆方御前衆、御太刀進上、大名御折紙有之、御太刀参以後、御
祝有之、御一献之儀也、御相伴衆被参也、

一 祝有之、御一献之儀也、御相伴衆被参也、

三間御既事、御作事方、一向山名殿沙汰被申請者也、今日被立御馬

等三管領進上、各月毛也、御太刀者、則於御既參也、管領祇候如

常、公方(足利義政)樣御既西方北ヨリニ御座也、南向ノ御障子東方より御太刀

進上、山名殿御太刀・御腰物被下、同八木但馬守(宗領カ)・大田垣美作次郎

左衛門尉兩人ニ御太刀被下云々、作事奉行依被申付之也、

御昇進也、左大臣、任大臣之節会被行、内裏之儀、夜ニ入テ也、仍

御礼今日無之、記録別紙ニ有之、

廿八日

就昨日御昇進、公家朝日出仕御人數、其外大賀參賀・大名・外樣・御供衆・走〔宗領カ〕・奉公

方・右筆・山徒・樂人等御太刀進上、各金覆輪也、門跡參賀也、

廿九日

御成、御風呂、伊勢守今出川宿所、

島山殿(義統)へ先日馬・太刀御礼ニ參、對面也、先度馬・太刀進事あり、其返礼不申、今日又其礼參云々

九月朔日

公家・大名・外樣・番頭以下出仕、御對面如常、

御成、高倉御所樣、

二日

就伺事出仕申處、依昨日出仕、諸大名翌日出仕無之間、披露事不可

被聞召之旨、以伊勢守被仰出、各退出、

地方寄人事、伊勢守方談合、則可致披露之由有之、再興之儀、可然

旨有之、

治部河内守・飯尾新左衛門尉兩人、為東海道関破却、去月廿四日下

向、仍昨日上洛、兩人御太刀進上、太神宮御造宮関依被立置、其外

被破却者也、

於紫野馬場笠懸有之、(義真カ)吉良殿御出、其外奉公方少々射手也、一献有

之、

五日

地震、戊剋也、

就意見事、明朝衆中可致出仕之由、(殿尾貞元)常恩使有之、

六日

任昨日被仰出旨、衆中出仕、之親(撰津)・元忠(波多野)・淳康(町野)、就惣別闕所、可被

置御法者也、子細者、依諸人望申、御成敗之處、件咎人就敷申、

〔本〕被被聞食處、無其咎之類多之、依然、御免之段勿論也、但一事兩樣

之御成敗ニ相似歟、所詮、於以後如此之類有之者、御糺明之時、被

尋下守護人其外証人等〔マ、〕、可有御罪科者歟、然者、御罪科之趣、可

為如何哉、衆中愚意之通、可申上旨被尋下、上意趣、尤以嚴密御法

也、至罪科者、可准虚言之咎、先參分明也、於輕重者、尤可為重科、

然ニ如此之御法〔所〕被定者、被行闕處輩、猥乍有其咎、件証人為謀言

之由、多以可掠申歟、御糺明之處、若彼咎人無所遁罪科者、可被行

流罪之旨、各申上畢、

同問事、右筆方ニモ被尋下也、常恩披露時、於小侍所衆中・右筆方

同時ニ披露也、常恩越度歟、

仍衆中座敷〔殿尾貞元〕各立者也、於大名所談合、仍美濃入道〔殿尾貞元〕召寄、如此之

愚意申上者也、

每々意見狀調進事、以次先規無之由、伊勢守方ニ物語了、但普広院

殿樣御代末、依上意書進上之段勿論也、

九日

公家・大名・外樣・御供衆・番頭以下出仕、御對面如常、

御成、高倉御所樣、

春日御社御祭、如每年也、

十日

一 於殿中小侍所、意見之事有之、先度被仰出就闕所、御諸事被聞食了、〔門カ〕

就其、不及御沙汰數十箇年已前之儀、始而闕所ニ申紛事、且証人申
処、不可為分明者歟、且依無尽期、年記〔宛〕お可被定置歟、愚意之通可
申由被仰出、大方内談有之、但可為向後御法上者、重而可令内談由
申上候由各有之、退出、披露常恩、同右筆方御尋歟、

一 実松院殿雜掌与武田下条兵庫助相論、就尚茂書記跡闕所事、於殿中
意見事有之、但内談去年有之、〔政信〕意見状 就其、檢断与闕所可為同前歟
否事、被尋下者也、可為同事之旨各申上了、〔想〕実松院奉行飯尾兵衛大
夫、下条同名大和守、

十二日
甘鯛一折・鱸一折進上、由来備後守持參也、

十三日
佐々木龜寿丸代山内、被止出仕畢、

十六日
一 畠山右衛門佐殿義就朝臣、可有隱居之由、被仰出者也、但次郎殿可有
〔政國〕義就猶子
畠山義忠〔義忠〕次男力、〔畠山政長〕〔進退〕
出仕旨被仰出、於尾張次郎殿身体、是非お不被仰出云々、仍伊勢守
宿所ニ三川入道・遊佐彈正忠兩人お召寄、上意通申付者也、則今夜
先遊佐河内守宿所へ被出、但今夜下向之儀無之、条々談合之由、風
聞有之、

一 於殿中内談有之、披露常恩、奉公山本四番衆、不申御暇、知行分紀州下
國之由、被聞食者也、仍御罪科之次第、可為如何哉旨被尋下、但子
息御番等勤申、於父者、依歛菜一兩年不出仕云々、無歛菜之儀、又
子息奉公お不勤之輩者、所帯お可被召之段勿論也、既子御番以下勤

一 十八日
一 於殿中内談有之、披露常恩、奉公山本四番衆、不申御暇、知行分紀州下
國之由、被聞食者也、仍御罪科之次第、可為如何哉旨被尋下、但子
息御番等勤申、於父者、依歛菜一兩年不出仕云々、無歛菜之儀、又
子息奉公お不勤之輩者、所帯お可被召之段勿論也、既子御番以下勤

申上者、以寬宥之儀、彼輩お被召上、則可被止出仕者歟、不然者、
任知行之分限、過怠錢可被仰付之由、各申上者也、

十九日
一 今夜洛中物念也、就右衛門佐殿下國遅々也、諸大名軍勢大略用意云
々、但殿中之儀靜也、五時分管領出仕、以伊勢守被申入、於御新造
直ニ被聞食之間、子細不存知者也、管領無御對面、

廿日

一 畠山右衛門佐殿下國、已剋、主人内者悉帶兵具、七十騎許、雜兵以
下千余人許云々、則遊佐河内守宿所以下所々自火、富小路お下ニ、
二条お東洞院へ、東洞院ヲ下ニ、河内國へ下向云々、被官人宿所焼
殘所々、甲乙人等悉破取者也、但次郎へ右衛門佐殿之屋形ニ御渡
也、於内者也、悉下國之間、修理大夫入道殿より、「此間虫クヒ」
〔者カ〕

依之、管領・山名入道殿帶具足、殿中參候、御西向上中門ニ祇候也、
一色左京大夫殿・細川讚岐守殿・吉良殿・石橋殿也、上下着也、其
外諸大名大略具足也、又伊勢守已下、少々上下着之人數有之、〔同之親〕上下也、
右衛門佐殿下國之上者、則退出也、〔義貞・義信カ〕御具足也、

今日山名殿・少弼殿中ナフリト云々、
〔孫忠〕〔山名教重 彈正少弼〕

廿一日
一 畠山大夫殿被官人之家、大略代ヲ不限沽却也、子細ヲ不知、
〔義忠〕

二十三日
一 先日内談就山本下総守事、重而内談有之、子細同前、於常恩宿所
也、朝飯有之、終日參合、

一 畠山右衛門佐殿へ被立御使、伊勢貞藤〔兵庫助〕 右衛門佐殿一跡事、次郎殿可有
出仕之由、被仰付之処、以強之儀下國上者、可有御違篇者也、仍一
跡事、尾張次郎殿被仰付畢、於左衛門佐殿身退者、不可有相違之由
〔畠山政忠〕〔進〕

被仰出、則為御礼出仕云々、(畠山義忠)大夫殿・次郎殿事、一向是非ヲ不被仰出云々、(畠山政國)

修理大夫入道殿南禪寺之塔頭被出、尚以隱居分歟、

廿四日 地震、少、子刻、

廿五日

肥前丑剋許、遊佐美濃守遂電、(遂)河内国、同畠山次郎殿河内国人下向之由風聞有之、今夜下向必定、不存知者也、

廿六日 地震、辰刻、

畠山次郎殿出仕、裏打、路次馬也、供兩人遊佐次郎・神保孫三郎、各うら打、進物、出仕以前ニ遊佐新右衛門尉持參、走衆五十人許有之、御対面、御盃御給也、

安富筑後入道宿所ニ御渡、則今日少々礼有之歟、

河内国・紀伊国・越中国其外諸国知行之御判、同今日御拝領、仍重而出仕有之、

御成、雲順院、同普広院、

廿八日

於管領会合有之云々、山名殿・一色殿、

廿九日

御成、相国寺、開山忌也、

閏九月朔日

御成、高倉御所様、

二日

畠山右衛門佐殿、摂津国天王寺辺大略放火云々、三郡大略令焼失云々、

四日

六角富小路寺法寺、甲乙人等破取者也、依上意也、

五日

於管領馬場大追物、山名入道殿ト少弼殿中直シ、会合云々、

畠山次郎殿政長、為河内国下向御暇被申、御対面、

六角代山内宮内大輔、御免出仕也、御対面云々、

六日

就被仰出、佐々木龜寿丸内者伊庭・下笠・三上・奈良崎以下、宇治橋ニ向云々、

今夜丑刻、遊佐河内守家放火、河内守方ヨリ忍ヲ入、ヤクト云々、

八日

以伊勢守・飯尾加賀守、内宮惣用同見下行以下被尋下、造宮使申分、就相違也、子細具申上者也、

伺事有之、如常、

山本下総守知行分紀州櫛原庄、民部卿法眼ニ被下、今日被成御判了、於殿中存知之間、注置者也、

不中御暇知行分ニ下御罪科也、先度就被尋下、衆中雖申意見、緩怠ニ依被思食、如斯御罪科之由有之、

畠山次郎殿、河内守為発向向下向、

先和州へ下向、其より大和国人等相共可有入国云々、

九日

五山之僧達帽子事、如元ハ子サルヲ可用之由、以伊兵相国寺方丈へ被仰出云々、此分以前瑞西堂同被申歟、

赤後出仕有之、

十日

右衛門佐殿治罰之論旨事、公家へ御申、以常恩(飯尾美濃入道 俗名貞元)之種可有奏聞之由、広橋中納言方へ被仰遣也、(綱光)

島山修理大夫入道殿屋形焼失、寅刻許、忍火付云々、(義忠)

彼治罰論旨事、綱光卿奏聞之処、以前依有御約束之子細、可為如何候哉由勅定云々、雖然重而可被成之由御申云々、

十二日

西園寺殿焼失、寅刻許歟、(公名)

十四日

赤後出仕有之、

朝日近江守・富永駿河入道、自關東上洛、出仕申也、(教貞)(常永 俗名持實)

管領御勢、今夜少々先播州へ下向云々、右衛門佐殿為進発也、

十七日

一色殿ニ管領・山名殿会合有之云々、(義直)(持忠)

十八日

御供衆來臨、朝飯有之、終日一献也、

廿日

赤後出仕有之、

山名彈正少弼殿教費、伊予守御免、同次郎政費、彈正少弼御免、管領

御申沙汰也、口宣可致取沙汰之由、伊勢守方より以使者申之、山名

殿より以八木但馬守注進之者也、(宗頼)

山名右衛門督入道殿、為右衛門佐殿発向、雖来廿八日可有御陣、今(持忠)

朝管領より不可然之由、以秋庭修理亮、為伊勢守申次御申也、但御(貞親)

返事不存知之、

廿一日

武衛出世事、以三宝院殿管領御申処、不可叶之由被仰出之、後日ニ(斯波義敏 左兵衛佐)

以御内書向後不可有御申由、三宝院殿へ御申云々、又後日ニ彼御門跡領丹波・撰津国在々所々、可被注之由、管領へ被仰出云々、又後日ニ以御内書、武衛丹州居住之由被聞召者也、致沙汰可被進之由被仰出云々、伊兵也、(伊勢貞藤)

廿三日 地震、戌刻

廿四日

御成、普広院、但夕方也、(相國寺)

廿六日 地震、午刻(日脱)

廿九日

於波多野方宿所、内談有之、(元忠)

御成、御風呂、伊勢守宿所今出川也、

十月朔日

御成、高倉御所様、(日野重子)

於管領馬場、犬追物有之、一色殿・山名殿会合也、(細川勝元)(義直)(持忠)

二日

富樫次郎 有御免而出仕也、一色殿申沙汰也、(成春カ)

五日

御成、御経、同松梅院御成如常、今日御供衆二番也、御相伴衆被参也、(北野万部経念)

御成、高倉御所、御経ヨリ直ニ御成也、

六日 大地震、午刻也、

十五日

御亥子出仕、去三日亥子、不参之衆、今日出仕之処、かた亥子たる

の間、可有斟酌之由、伊勢守被申之歟、御供衆已下、如此之輩、各

斟酌也、

- 一 廿六日
(町野淳康)
於問注所宿所内談有之、
- 一 山名伊予守殿(教忠)・親父(孫忠)、亦中違、依之、則今日播州被追下者也、今日下向云々、
- 一 廿九日
- 一 御成、一色殿(義直)、内々御成也、
- 一 卅日
- 一 御成、御風呂、伊勢守今出川宿所、
- 一 十一月朔日
- 一 御成、高倉御所(日野重子)、
- 一 三日
- 一 細川右馬頭殿於馬場、笠懸有之、奉公方少々射手也、
- 一 四日
- 一 小笠原又六方(政清)、昨日於右馬頭殿馬場笠懸、依之、昨日之射手其外少々、一種一瓶ニテ備州へ出云々、(細川持賢)
(小笠原持清)
- 一 八日
- 一 高倉御所様、嵯峨五大尊御參籠、
- 一 十二日
- 一 赤後出仕有之、
- 一 十六日
- 一 御成、嵯峨御籠所、
- 一 十八日
- 一 伊勢七郎貞宗、兵庫助、同兵庫助貞藤、備中守、同備中守盛定、備前守、両三人御免、
- 一 廿二日

- 一 御成、一色殿(義直)、
- 一 廿四日
- 一 御成、普広院(相国寺)、
- 一 今日、公方様三日清和院(足利義政)・河堂(五)・芝薬師御參、三月御參也、
- 一 十二月朔日
- 一 公家・大名・外様出仕、御対面如常、御一献有之、三献、面々御服拜領、織物、人数如毎事、
- 一 十一日
- 一 伊勢七郎次郎為官途礼来臨、太刀金、馬一疋、鹿毛、
- 一 卅日
- 一 歳暮御礼、公家・大名・外様以下出仕、御対面如常、
- 一 大田大炊助受領事、於殿中伊勢守方談合(貞親)、於上総介者、可有斟酌歟之由有之、仍上野介御免也、申次春日御局(撰津満親ノ女)、
- 一 大永六年八月 日 日
(奥書)
一元本跋云、
右記録、以自筆写之、

二 「長祿四年記」の概要と特徴

本書は冒頭に「長祿四年記 撰津修理大夫之親」と題されている通り、長祿四年(一四六〇)、十二月二十一日に寛正と改元)七月朔日から十二月三十日(閏九月を含む)に至る日々記で、記主は室町幕府評定衆の撰津之親に相違なく、之親三十五歳の時の日記である。

記日は合計九十五ケ日で、七月が二十二ケ日、八月が十六ケ日、九月が十九ケ日、閏九月が十八ケ日、十月が八ケ日、十一月が九ケ日、十二月が三ケ日となっており、後半部は欠日が多く記事も簡略なものとなっている。この点、本書が本来の之親の日々記そのものの写本ではなく、

抄録である可能性も疑わなければならないが、特にある目的をもって抜き書きされたものとも思われず、何れとも明らかに判断することはできない。

日記本文の記事は、日付を記した次行から簡条書に記しており、叙事は概ね簡潔であるが、やや詳記されている部分もある。公務日記ではないが、之親自身の職務に関係する記事も多く含まれている。記主之親は後に述べるように、当時地方頭人や官途奉行をつとめるとともに、「御前沙汰」の構成メンバーの一人でもあった。そうした立場上、注目すべき記事や本書でしか知ることのできない記事も少なくない。また、幕府をめぐる政治的事件の動きを書き留めていることも見逃せない。長禄年間と言えば、将軍義教の横死によって幕政の主導権を握った「管領政治」にかわり、義政による「将軍親政」が主導権を回復する時期であり⁽³⁾、その意味でも本書は、当時の幕府政治・制度を考える上で貴重な史料と言うべきである。

そして、ほぼ同時期の武家日記であるとは言え、「斎藤基恒日記」や「斎藤親基日記」には幕府奉行人としての、「蜷川親元日記」には政所代(伊勢氏被官)としての立場が、それぞれ日記に反映しているように、「長禄四年記」の記主撰津之親は、彼等とはまた違った階層に属し、異なった役割を幕府で担っていたわけであり、その立場が日記に反映している。これら同時期の、異なる役割を担う幕府関係者の残した史料を、相互に比較検討することによって、当時のより豊かな幕府像とらえることができること、申すまでもない。

三 伝来について

内閣文庫に架蔵される「長禄四年記」は、「御産日記」「伊勢氏日記」(「斎藤親基日記」)「三好亭回駕記」の三書と共に一冊に合綴されてお

り、『内閣文庫図書分類目録』によれば、本書は修史館の旧蔵で明治の謄写である旨が記されている。そして、冊尾の奥書に「以上四部、徳川昭武本ヲ以テ謄写ス」と見えることから、水戸彰考館本を書写したものであることが知られる。そこで、『彰考館図書目録』(一九七八年増補影印、八潮書店)を繰ってみると、「御産日記・長禄四年記・伊勢氏日記・三好亭回駕記 合綴一冊」と見えて、これが内閣文庫本のもとなった本に当たると思われるが、『同目録』によれば、この本は焼失しており、現存しない。したがって、焼失した彰考館本がもととした本が如何なるものであったか明らかにする手懸は得られない。「長禄四年記」については、現在のところ内閣文庫架蔵の写本以外に伝本あるを聞かない。

本書は奥書に「元本跋云、右記録、以自筆写之、大永六年八月 日」とあることから、本書の祖本が之親の自筆本を大永六年(一五二六)に書写したものであったこと、が想像できる。ところで、「松雲公採集遺編類纂」十七書籍部⁽⁴⁾に、「前田家書籍搜索書」なるものが収められており、その内に「見聞書籍等覚 京都等」と記した覚書きがある。この部分の末尾には「右去年より見聞仕書籍等ニ而御座候、以上、貞享二年(一六八五)七月四日 津田太郎兵衛(花押)」と記されている。加賀藩主前田綱紀の命を受けて、古書の採訪に東奔西走した書物奉行津田光吉⁽⁵⁾の採訪報告書である。この中に、次の一書が書き留められている。

一、日々記 長禄四年 從七月至十二月 一冊

この書の全貌は今日知ることにはできないけれども、幸い右の概要に続けて、この書の冒頭部分数行と奥書とが採録されている。そして、これを内閣文庫本「長禄四年記」に照らすと、まさしく同書なることが判明する。但し、奥書には異同があつて、「前田家書籍搜索書」に載せる奥書を示せば、次のようである。

右記録者、以元親朝臣撰津修理大夫、

自筆、令書写之者也、掃部頭元造所持本也、

大永六年八月 日

現在この本の行方は不明であり、本書がはたして加賀前田家の所蔵に帰したか否か明らかではない。したがって、この本が奥書に言うとおりの大永六年の原写であったかどうかの判断はつかないが、双方の書写奥書の年月が「大永六年八月 日」と一致していることに注目すれば、内閣文庫本の奥書には転写の際の省略があるものと考えられ、「前田家書籍搜索書」に載せる本こそ、内閣文庫本の祖本に当たらないかとも思われる。

右の奥書に見える摂津掃部頭元造は之親の孫にあたり、天文年間（一五四〇年前後）には幕府内談衆の一人として活動している人物である。

奥書を文字どおりに読めば、本書は摂津元造の所持していた之親の自筆日記を誰かが借用して、大永六年八月に書写したものである。長禄四年七月より十二月に至る記事を取めるこの日記が、之親の残した日記全体のどれほどの部分を占めるかは知るよしもないが、大永六年に書写された時点で、既にこの部分だけしか伝わっていなかったであろうか。本書が誰によって書写されたかは不明で、伝来についても、「前田家書籍搜索書」に、当時の本書の持ち主が西本願寺の「川那部勸解由」と言う人物であったことが書き留められているが、それ以上さかのぼる手懸は記されていない。

ところで、「長禄四年記」の八月二十七日条には、將軍義政の左大臣への昇進と任大臣節会についての記事が見えるが、ここには「記録別紙ニ有之」と記されている。今、この別記に当たるとは伝わらないが、之親が日々記の他にも記録を残していたことを窺わせる。摂津氏は將軍義満以来、歴代將軍の元服・將軍宣下・昇進・拝賀等の諸儀式に当たって総奉行をつとめる家であり、こうした儀式に臨んで、それにかかわる

記録が、摂津氏代々によって作成されたことであろう。「長禄四年記」に見える別記も、かかる記録の一つであるに相違ない。今日、摂津氏関係の史料は、著名な摂津親秀讓状を含む百点ほどの古文書が伝わる他には殆ど残されていないが、他ならぬ之親が、やはり総奉行として儀式に臨み、その式次第を書き留めた記録一巻が伝存している。それは、宝徳元年（一四四九）、文安六年七月に宝徳と改元）四月の義政元服にかかわる記録であり、公家広橋家の家伝史料の中に含まれて伝わったものである。之親自筆の原本ではなく、広橋兼秀によって天文十五年（一五四六）に書写された写本である。卷子仕立てであるが、もとは袋綴の冊子本であったと思われる。表題に「御所様、文安六、御元服記録、摂津掃部頭調進之」とあって、巻首に次のように記されているが、本来は冊子本の末尾にあった書写奥書であろう。

此一冊者、摂津修理大夫之親朝臣于時掃部頭、記也、不慮触眼之条、令書写了、彼朝臣者、下官祖母□□祖也、非無旧好者哉、

天文十五年十二月十二日 垂槐（花押）

広橋兼秀が書写したのが、之親自筆の原本であったとは明記されていないが、兼秀の祖母（広橋綱光の室）に当たる女性は摂津満親の女であり、之親には姉ないし妹に当たる。広橋家と摂津氏との姻戚関係を考えると、兼秀の見たものが、当時の摂津氏当主元造が所持していたであろう之親自筆の原本であった可能性は大きい。

さて、之親にはいま一人妹に当たる女性がいる。それは將軍家の女房として殿中に祇候した春日局であり、前の広橋綱光に嫁いで兼頭を生んだ女性とは姉妹である。初め左京大夫局、次いで左衛門督局、さらに昇進して春日局と称し、將軍義政の女房として側近に仕え、「申次」をとめた。この春日局は延徳元年（一四八九）五月十日に没しているが、生前、本願寺蓮如の女で実如とは同腹の人物を幼少より養育しており、

この人物も後に殿中に仕えて、春日局の初名である左京大夫局を襲名している。「尊卑分脈」及び「本願寺系図」によれば、広橋兼頭の猶子となっており、天文六年（一五三七）七月に七十九歳で没している。撰津氏と姻戚関係で結ばれる兼頭の養女として、殿中に上がったのではあるまいか。

以上のように見てみると、撰津氏と本願寺とは因縁がないわけではない。¹⁵内閣文庫本の祖本と目される「長禄四年記」の写本が、西本願寺の「川那部勘解由」と言う人物のもとに伝来した事情も、もしかするとその辺にあるのかもしれない。

四 記主撰津之親の履歴

撰津氏は、波多野・二階堂・町野の諸氏とともに鎌倉幕府以来、代々「評定衆」たることを世襲する家柄であり、同じく鎌倉幕府以来の系譜を引く吏僚の家とは言え、奉行衆よりは一段高い階層に位置づけられている。室町幕府においては、「評定——引付制」は早い時期に衰退し、それに代わるものとして「御前沙汰」が成立し、訴訟を初めとする政務の決裁はこの場で行われるようになる。そして「評定」は実質的な機能を失って、毎年の年頭や特別な儀式の時に行われる「評定始」としてのみ名を残すものとなり、「評定衆」とは、儀式として存続する「評定始」への列席資格を与えられた人々（「式評定衆」とも言う）を指す、一種の格をあらわすものとなる。¹⁶しかし、前記の撰津氏以下旧来の「評定衆」出身の諸氏は、実質的な政務評議の場である「御前沙汰」のメンバーに加えられており、奉行衆とともに將軍の「意見」諮問に与る存在であった。¹⁷

「長禄四年記」の記主である之親は、官途奉行・評定奉行・神宮頭人・地方頭人等をつとめた満親（法名常承）の子で、応永三十三年（一四

二六）の生まれ。¹⁸嘉吉二年（一四四二）七月四日に中務大輔、宝徳元年三月二十六日に掃部頭、文正元年（一四五六）十二月二十九日には修理大夫に任ぜられており、康正二年（一四五六）七月六日に従四位下に叙せられている。¹⁹十七歳の時、嘉吉二年八月二十二日に行われた管領畠山持国任職の評定始に、「問注所代」として参動したのが活動の初見と思われる。²⁰宝徳元年四月十六日の義政元服に際しては総奉行を勤め、同月二十七日に行われた評定始には「評定衆」として着座。同日行われた御前沙汰始にも列席している。²¹次いで、同月二十九日義政の將軍宣旨并禁色宣旨拜受に際しては、武家側の「申次」を勤め、同日行われた御判始に列席している。²²

しかしながら、之親の本格的な活動が開始されるのは、宝徳四年（七月に享徳と改元）の父満親の没後であろうと思われる。満親死没の月日は明らかでないが、宝徳四年二月六日に、之親は幕府から「任亡父常承讓状之旨」せて、所領を安堵されている。²³之親は満親と同様、官途奉行・評定奉行・神宮頭人・地方頭人等をつとめるが、「室町幕府諸奉行次第」の神宮開闔清元定の条に「頭人撰津中務大輔政親也、養父之親朝臣文明十二・正・十六他界已後、父奉行事等被仰出之」とあるのを参照すれば、之親もまた同じ様に父満親死没の後を承けて、諸役を引き継ぐことになったのであろう。²⁵そして、康正二年七月二十五日の義政の右大將拜賀にあたって惣奉行を勤め、²⁶文正元年二月には、大嘗会惣奉行を仰せ付けられており、²⁷それより前の寛正五年（一四六四）十月には、義政夫妻を私邸に招請している。²⁸之親は右のような諸役・諸奉行を勤めると共に、「御前沙汰」メンバーの一人として、將軍義政から訴訟判決や立法等について「意見」の諮問に与っている。²⁹

文正元年九月、義政の側近として將軍権力伸長の担い手であった伊勢貞親が、守護大名勢力の一斉反発にあって失脚し、幕府を逐電する事

件、いわゆる文正の政変がおこる。この時、これに連座して之親と春日局の屋形も破却されており、「長祿四年記」の記事と併せて、之親と伊勢貞親との関係の深かったことが窺われる。応仁・文明の乱勃発後の文明三年（一四七一）頃には、之親は窮困のため、在国することを義政に願ひ出ているが、慰留され、「堪忍分」として因幡国内の地を計らわれている。しかしながら、その実現は義政の度々の指令にもかかわらず、ままならなかったようである。その後、文明五年八月には、所領のある駿河国に下向し、しばらく在国していたようであるが、政所執事伊勢氏奏者番の日記である「結番日記」文明八年四月十七日条によれば「飯尾大和守・布施弾正大夫參被申、御方御所様御小者公人四郎五郎地界論事、津殿へ申候へハ、地成敗事、上表仕候間、不可存之由被申候、（前後略）」と見え、之親の地方頭人辞職のことが奉行人によって報じられているから、この頃には既に帰京していたわけである。そして翌同九年九月には京都に在って、母保福院禅尼七回忌の法事を行っている。その後の之親の動向は明らかでなく、文明十二年（一四八〇）正月十六日、五十五歳にして没しており、跡は養子の政親が継いでいる。之親の親族には、兄に等持寺の興賢西堂があり、姉ないし妹に、前記の春日局と広橋綱光に嫁した女性がいる。また、義政に近任した堀川局（もと新兵衛局）も親族であったと思われる。

五 「長祿四年記」の内容

まずは、本書の具体的内容について概観すると、次のようになる。

御成・社参等を初めとする將軍義政の動靜。公家・大名以下の幕府への出仕や義政との対面の記事。義政自身が旧室町殿跡地に造宮を命じ、前年の十一月に入居した新邸の普請・作事。諸方の馬場において行われた犬追物や笠懸についての記事。諸大名及び大名家内の動向。ことに、

後述するように長祿四年九月の義就から政長への畠山家の家督交代について、事件の経過を比較的詳しく記していることは注目し得る。他に近江守護六角政堯の失脚と高頼への家督交代の記事が見え、守護代伊庭氏の子息が將軍義政から召し出されて御判御教書で所領を安堵された記事などは、將軍による守護代層の直接把握の一例として注目される。また、本書には之親の官途奉行及び地方頭人としての職務に係る記事が散見するが、七月四日条に、幕府総門内の西向大路について、將軍の御用車以外の車馬の通行を義教時代と同様に禁止するよう、之親が義政に伺い、その指令を四足門役の当番に伝達したこと、同月十七日条には、侍所から注進してきた違反車についての調査注文を之親が義政に披露したこと、が書き留められている。それは「御掃除方」に関する事として之親が管轄する事項だったからであるが、これも地方頭人の職務の一つであったと考えられる。いま一つ、之親の職務に係るものとして、「御前沙汰」メンバーの一人として書き留めた評議記録に準ずる記事が含まれているが、これについては既に別稿で検討したところである。なお、長祿四年当時、之親は町野淳康と交代して神宮頭人の任に就いてはいないが、閏九月八日条によれば、「内宮惣用」以下のことにつき、義政から諮問を受けたことが見えている。その他、義政の足利家伝来小袖拝見の記事。殿中祇候の女房衆についての記事。摂津氏の所領である駿河国益頭庄や加賀国倉月庄に関する記事。義政の左大臣昇進。伊勢貞親の政所執事就任。地震についての記事等々。

以上が「長祿四年記」の内容の概観である。次いで、筆者の関心にしたがって二つの記事を取り上げ、検討を加えてみたいと思う。

(一) 「地方寄人再興」のこと

「地方」とは、洛中屋地に関する裁判や安堵、武家の輩に対する屋地

の交付等を担当し、総じて洛中の土地・家屋についての支配を管轄する「機関」である。幕府の諸制度を解説した「武政軌範」には「地方沙汰篇」と言う項目がたてられており、その職掌・職員・訴訟手続きなどが解説されている。それによれば、職員は長官である頭人の下に数人の寄人(≡奉行人)が配属されており、寄人の筆頭は開闢と呼ばれる。つまり、「地方」は頭人・開闢・平の寄人数名によって構成される「評議機関」である。これまでの研究によれば、応永以降は撰津氏が代々頭人を世襲していることが明らかにされており、大永年間に至るまでの「地方頭人」の存在と活動の痕跡が検出されている。³⁹⁾しかしながら、「評議機関」としての「地方」の活動については不明な点が多いのが実状である。

この点に関連して注目されるのが、「長祿四年記」九月二日条の記事である。これによれば、当時地方頭人であった撰津之親は、伊勢貞親と「地方寄人再興」のことを議し、貞親の同意を得ており、それについて義政への披露を依頼している。この事実から考えると、当時、「地方」は頭人だけは存在するものの、配属される寄人はおらず、独立した「評議機関」としての機能をすでに失っていた、と見ざるをえない。

勿論、之親個人が「地方頭人」として発給した奉書の何点かが今に残される他にも、之親が洛中屋地の裁判や安堵または交付に、なんらかの形で関与したことを示す史料は幾つか残されており、例えば「長祿四年記」八月十五日条の記事もその一つに相違ない。したがって、「地方頭人」の活動と独立の「評議機関」としての「地方」の存在とは、別に考えなければならぬことになる。その後、「斎藤親基日記」の文正二年二月九日条には「地方番文等施行、^(撰津之親)匠作御礼被申之」との記事が見えているが、「地方寄人」が実際に再編され、「評議機関」としての機能が復活したことを示す史料は見いだせず、この記事が実質的な再興を意

味するか否か、他に判断の材料がない。

いづごろ、何故に「地方」が本来持っていた「評議機関」としての機能を失なうに至ったかは明言できないが、室町幕府における訴訟制度及び諸機関の変遷の中で、ことさら洛中の土地・家屋の支配を専掌する機関としての存在意義が次第に薄れていった、と言うことに他なるまい。そして、応仁文明の乱以後の、幕府の直接支配の及ぶ地域が山城周辺に縮小された段階においては、むしろより一層その存在意義は希薄になっていったと考えられる。

(二) 長祿四年九月の畠山義就から政長への家督交代

畠山家の家督をめぐる紛争は、嘉吉元年(一四四一)正月、六代将軍義教が当主の持国を廃して、その異母弟持永を立てたことに端を発する。以後、様々な条件が加わって家督はめまぐるしく変転し、義就(持国の子)と政長(持国の末弟持富の子)との家督をめぐる紛争が、応仁文明の乱勃発の主要な一因となったことはよく知られている。⁴⁰⁾

前後の動きはここでは省略するが、長祿四年九月、將軍義政の命により、突如家督の地位は義就から剝奪され、政長に与えられることとなる。畠山家の分国の一つ河内国の守護・守護代以下の任免と、それに深くかわる畠山家の家督交代について検討された今谷明氏は、この長祿四年九月の義就から政長への家督交代について、従来の研究で同一視されてきた弥三郎と次郎政長(関連史料では、政長の通称は「次郎」または「弥次郎」と記されている)とが、実は別人で兄弟であったことを明確にされた上で、『史料綜覧』巻八の掲げる長祿四年九月十六日条の「(上略)義政、義就ノ出仕ヲ停メ、其家ヲ義子次郎ニ譲ラシム」及び同月二十日条の「(上略)明日、幕府、義就ノ義子次郎ヲ廢シ、政長ヲ以テ之ニ替フ」との綱文を、誤りとして退けられた。この綱文に従え

ば、次郎（＝弥次郎）政長とは別人の「次郎」がいま一人おり、義就から奪われた家督は、一旦義就の義子であるこの人物に与えられ、さらに数日して政長に改替されたことになる。今谷氏はこの説を批判して、「次郎」＝政長であつて、義就から剝奪された家督はすぐさま政長に安堵された、と断ぜられた。⁽⁴²⁾つまり、次郎と呼ばれるのが政長一人であると思なされたわけである。

しかし、「長祿四年記」の關係記事を追うと、明らかに二人の畠山次郎が現われる。その一人は政長であるが、いま一人別の「次郎」が確かに存在する。九月十六日条に「畠山右衛門佐義就朝臣、可有隱居之由、被仰出者也、但次郎殿可有出仕旨被仰出、於尾張次郎殿身体、是非不被仰出云々」と見えるのと、同二十三日条に「畠山右衛門佐殿へ被立御使、伊兵、右衛門佐殿一跡事、次郎殿可有出仕之由、被仰付之処、以強之儀下国上者、可有御違篇者也、仍一跡事、尾張次郎殿被仰付畢、（中略）大夫殿・次郎殿事、一向是非不被仰出云々」とあるのを勘案すると、ここに「尾張次郎殿」と記されるのが政長に相違なく、単に「次郎殿」と記されているのは別人であることがわかる。そして、義就が隱居を命じられた時点では、跡目はまずこの「次郎」に安堵されており、義就の対立者である「尾張次郎（＝政長）」の進退については、義政は何も意思表示しなかつたわけだが、隱居を命じられた義就が勝手に下国するに及び、これに叛意ありと断じた義政が、今度は「次郎」を退け、「尾張次郎」即ち政長を改めて跡目に指名したのである。⁽⁴³⁾

この時、一旦義就の跡目に指名されている「次郎」とは、分家の能登守護畠山義忠の次男（一説に義忠の孫）で、義就の猶子になっていた人物であり、その実名は政国である。「長祿四年記」では、政長は前引の二箇所のみ「尾張次郎」と記される他は、ただ「次郎」とだけ記されており、多くの場合、表記の上で政国との区別はなされていぬ。やや

もすれば両者を混同しかねないが、前後の記事から判断すると、傍注したように区別されるものと思われる。

前掲の『史料綜覧』巻八の網文は、以上の諸点を踏まえて立てられたものであつて、事實關係に誤りはないと断ぜられる。⁽⁴⁵⁾その典拠史料の筆頭に「長祿四年記」が掲げられているように、写本とは言え、幕府關係者の一人として、この事件をつぶさに見聞した撰津之親の日記こそ、事實關係を知る上で最も有力な史料と言うべきである。この前後の畠山義就と政長との家督をめぐる紛争については、さらに稿を改めて検討してみたいと思う。

以上のように、「長祿四年記」はわずか半年ほどの記事を収めるに過ぎないが、当時の幕府政治や制度を考える上で重要な記事が含まれており、同時代の数少ない武家日記として貴重なものである。

（註）

（1） 設案「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」（『古文书研究』二八号、一七八七年）。小稿と併せて参照していただければ幸いである。

（2） もっとも、本書の一部を利用する研究がこれまで皆無と言うわけではない。例えば、古くは三浦周行氏が、「足利義政の政治と女性」上（『史林』十一巻一号、一九二六年）の中で、本文は引かれていないが利用されている。

（3） この点については、百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」（『岩波講座 日本歴史』7中世3、岩波書店、一九七六年、所収）を参照。

（4） 東京大学史料編纂所架蔵写真帳。

（5） 近藤磐雄『加賀松雲公』中巻（一九〇九年）、川瀬一馬「前田綱紀（松雲公）の典籍蒐集とその意義」（『書誌学』復刊新一号）等を参照。

（6） 『越中史料』巻之一（富山県編纂、一九〇九年）には、「長祿四年記」九月廿六日条の畠山政長の幕府への出仕の記事が引用されている。これに利用された本が何れの所蔵であつたかは明記されていないが、同史料集の

編纂に際しては、旧加賀前田家所蔵の記録・古文書等が提供された旨、緒言に記されている。現在その行方は明らかでないが、「前田家書籍搜索書」に載せる本が前田家の所蔵に帰っていて、それが利用された可能性なしと言えない。

- (7) 「大館常興日記」天文八年十二月二十五日条他。
- (8) 『萩藩閥閥録遺漏』卷二の三所収五月十日付の藤井敬仁充書状写の差出書に「川那部勘解由重行」の名が見える。或はこの人物か。川那部氏は、本願寺の坊官下間氏と同族で『続群書類従』所収「川那部系図」、江戸時代には本願寺の家老（奉行または家司・年寄とも呼ばれる）をつとめる家の一つであった（『本願寺史』第二巻、一九六八年、二二九頁以下参照）。
- (9) 「美吉文書」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）、「撰津氏伝書」（松雲公採集遺編類纂）古文書部所収）他。撰津氏関係文書については、館蔵翁編著『富樫氏と加賀一向一揆史料』（巖南堂書店、一九七三年）二三五頁以下を参照。なお、同書には撰津氏に關係する史料が収集されており、小稿における撰津氏についての記述も、同書に負うところが少なくない。
- (10) 「広橋家記録一九四」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳）所収「宝徳元年足利義成元服記」。
- (11) 「尊卑分脈」、「兼頭卿記」文明九年九月二十日条（『大日本史料』文明九年雜載所引）。
- (12) 「尊卑分脈」、「綱光公記」康正元年八月二十七日条、「斎藤基恒日記」康正元年八月条、「長祿四年記」十二月三十日条他。なお、春日局は之親の駿河在國中、一時官途奉行の任を代行している（山口県立図書館所蔵「大和家蔵書」五）。
- (13) 『大日本史料』延徳元年雜載生死・疾病条。
- (14) 「蓮如上人仰条々連々聞書」（『真宗聖教全書』第五拾遺部下、興教書院、一九五七年、所収）、「本願寺系図」（館蔵翁編著『富樫氏と加賀一向一揆史料』前掲）三六五頁所載）。
- (15) なお、それより先、蓮如は広橋兼郷（綱光の父）の猶子となっており、さらに、蓮如の父存如は綱光の祖父兼宣の猶子となっていて、広橋家と本願寺との関係は深い（『尊卑分脈』）。

(16) 中田薫「鎌倉室町兩幕府の官制に就いて」（同『法制史論集』第三卷、岩波書店、所収）。

(17) 設案「室町幕府の評定衆と『御前沙汰』」（前掲）を参照。

(18) 之親の生年は、「晴富宿禰記」文明十二年正月十六日条の之親死去の記事に、年齢を「五十五歳」と記していることに拠る。

(19) 以上は「美吉文書」所収の口宣案、「斎藤親基日記」文正元年十二月二十九日条に拠る。

(20) 「康富記」嘉吉二年八月二十二日条。

(21) 以上は「宝徳元年足利義成元服記」（前掲）に拠る。但し、これは年始恒例の御前沙汰始ではなく特別な儀式であり、法体での出仕が憚られたため、入道していた父常承（満親）に代わって、之親が儀式に臨んだとも考えられる。常承が既に退隱の身であったかどうか定かでないから、この時点で之親が日常的な「御前沙汰」メンバーとしての資格を獲得したと明言することはできない。

(22) 「康富記」宝徳元年四月二十九日条。

(23) 「美吉文書」一所収宝徳四年二月六日付管領畠山持国署判室町幕府下知状。

(24) 「斎藤親基日記」文正元年十二月三十日・同二年二月条、「室町幕府諸奉行次第」（東京大学史料編纂所架蔵影写本）神宮開闢の項他。

(25) ただし、神宮頭人の職だけは、後に町野淳康と交代し、淳康の死後（寛正二年五月）再び就任している。

(26) 「斎藤基恒日記」康正二年七月二十五日条。

(27) 「斎藤親基日記」寛正七年二月三日・文正元年十二月二十九日条。

(28) 「陰涼軒日録」寛正五年十月二十八日条。

(29) 前註（17）に同じ。

(30) 「経覚私要鈔」（東京大学史料編纂所架蔵写本）文正元年九月八日条。

(31) 「昔御内書符案」（東京大学史料編纂所架蔵写真帳「大館記」所収）に収める（文明三年カ）五月二日付山名小次郎充義政御内書案。

(32) 「公正日記」（『大日本史料』文明五年八月七日条所引）、「大和家蔵書」五（前掲）。

- (33) 「兼頭卿記」(『大日本史料』文明九年雜載所引) 文明九年九月二十日・二十一日条。
- (34) 『大日本史料』文明十二年正月十六日、撰津之親没条。
- (35) 「蔭涼軒日録」寛正五年十二月八日・十八日・十九日・同六年四月十三日条。
- (36) 「大上臈御名之事」(『群書類従』武家部所収)。
- (37) 下坂守「近江守護六角氏の研究」(『古文書研究』一二号、一九七八年)、今谷明他編『室町幕府守護職家事典』下(新人物往来社、一九八八年)所収同氏執筆の六角氏の項を参照。
- (38) 前註(25) 参照。
- (39) 小林保夫「地方頭人考」(『史林』五八卷五号、一九七五年)。
- (40) 畠山家の家督紛争の動きについては、今谷明『守護領国支配機構の研究』(法政大学出版局、一九八六年)第一章・第二章、『大阪府史』第四卷(一九八一年)第四章・第五章の今谷氏執筆部分、熱田公「畠山家分裂のはじまりをめぐる」(楠瀬勝編『日本の前近代と北陸社会』思文閣出版、一九八九年、所収)、今谷明他編『室町幕府守護職家事典』下(前掲)所収今谷氏執筆の畠山氏の項及び熱田氏執筆の興福寺の項等を参照。
- (41) 今谷明『守護領国支配機構の研究』(前掲)第二章。
- (42) 今谷明『守護領国支配機構の研究』(前掲)第二章の註(28)及び(39)。
- (43) 「応仁略記」(『群書類従』卷三七七)上には、ほぼ同様のことが記されており、「応仁略記」の記事の正しさが裏付けられる。
- (44) 「経覚私要鈔」文正元年八月九日・同二年六月六日条、「大乘院寺社雜事記」応仁元年六月九日条、『熊野速玉大社古文書古記録』所収三五号文正元年十二月二十一日付畠山政国寄進状、「応仁略記」等に拠る。なお、米原正義氏は『戦国武士と文芸の研究』(桜楓社、一九七六年初版発行)第一章「能登畠山氏の文芸」の中で、「長祿四年記」は利用されていないが、この畠山政国について検討されている。
- (45) 三宅邦吉編『能登畠山氏要』(畠山一清発行、一九四二年)では、典拠は示していないが、次郎政国を畠山義忠の子とし、この説を取っている。

[附記] 貴重なる史料の翻刻を許された国立公文書館内閣文庫に対し、深謝の意を表したい。